

**広島県運転免許センター**  
**売店及び自動販売機設置運営事業仕様書**  
(令和6年度一般競争入札)

**広島県警察本部総務部施設課**

## 広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業仕様書

### 1 貸付（設置）場所

広島県運転免許センター（広島市佐伯区石内南三丁目1番1号）

事業	貸付場所		位置図	貸付範囲	備考
売店	2階	講習室横	①	21.82 m <sup>2</sup>	間口にパイプシャッター有り
自動販売機	屋外	正面南東側案内板前	②	1.53 m <sup>2</sup>	設置希望台数1台
	1階	エントランス出入口横	③	4.00 m <sup>2</sup>	設置希望台数2台
	2階	売店横	④	0.64 m <sup>2</sup>	設置希望台数1台
		講習室前待合ホール	⑤	4.49 m <sup>2</sup>	設置希望台数3台
	3階	E V横待合ホール	⑥	1.37 m <sup>2</sup>	設置希望台数1台
	4階	講習室前待合ホール	⑦	3.90 m <sup>2</sup>	設置希望台数3台
5階	講堂横待合ホール	⑧	2.53 m <sup>2</sup>	設置希望台数2台	

※1 自動販売機は、飲料用（酒類不可）とし、屋外及び各階毎に必ず1台以上設置してください。

※2 自動販売機の貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、飲料の回収ボックスの設置部分を含みます。

なお、回収ボックス設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、事前に広島県警察と協議するものとします。

### 2 貸付期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

※更新はしません。

※貸付期間には、売店及び自動販売機の設置に係る期間を含みます。

### 3 売店及び自動販売機の設置に関する条件等

#### (1) 売店の設置等

##### ア 営業日

営業日は、広島県運転免許センターの開庁日（土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日及び12月29日から1月3日までを除く日。）とします。

##### イ 営業時間

午前8時30分から午後3時までの間とします。

なお、午後3時から午後5時までの間は、事業者の裁量により営業時間を延長させることができるものとします。

##### ウ 販売商品

売店で扱う商品及びその価格は、基本的には事業者において決めるものとします。

#### (ア) 販売希望品目

- a 弁当、パン、菓子類等の食品、飲料類
- b コンタクトレンズケース、コンタクトレンズ保存液

#### (イ) 販売禁止品目

- a 酒類、アルコールを含む食品、フライヤーを使用する食品及び臭気が出る食品
- b 広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第2号）の規定に抵触する図書類
- c その他、法令等に違反する商品又は公序良俗に反する商品、若しくはそのおそれのある商品等、公共施設で販売する商品として適当でないと認められるもの

## エ 什器等の設置

- (ア) 事業者において、商品陳列棚や冷蔵ショーケース、レジスター等の什器を設置する場合、地震又は接触等による転倒・落下を防止するため、十分な対策を講じてください。
- (イ) 利便性を高めるために、有料のコピー機やファックス、キオスク端末（マルチコピー機）を設置することも可能としますが、新たに通信回線等の敷設が必要となる場合は、事前に広島県警察に敷設方法等を協議の上で、事業者の費用負担により敷設等を行ってください。

## オ 販売員

営業に支障がないよう、営業時間内は必ず販売員を配置し、利用者に対しては親切丁寧な接遇に努めてください。

## カ その他

店舗から発生する廃棄物は、事業者の責任で処理を行い、その費用も負担するものとします。

## (2) 自動販売機の設置等

### ア 機器

- (ア) 前1の表中の貸付範囲内で、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した転倒防止措置を講じて、自動販売機を設置してください。
- (イ) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

### イ 商品

缶・ペットボトル容器、紙カップ又は紙パック入りの清涼飲料水類（酒類不可）とします。なお、紙カップ式の自動販売機を設置する場合には、給水タンク式としてください。

### ウ 使用済み容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台につき1個以上の割合で自動販売機付近に設置し、定期的に使用済み容器を回収してください。

- (ア) 回収ボックスの素材は、屋内についてはプラスチック製、屋外についてはプラスチック製又は金属製とします。
- (イ) 回収ボックスの容積は、回収頻度と回収量を考慮し、空き缶、ペットボトル等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しないよう十分な収容容積とします。
- (ウ) 使用済み容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済み容器投入口は、紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ってください。

### エ その他

- (ア) 隣接する自動販売機には、できる限り同じ銘柄を置かないなど、可能な範囲で、商品ラインナップが偏らないよう配慮してください。
- (イ) 保守業務を随時行って適切な維持管理に努めるほか、故障時には速やかに対応するものとします。

## (3) 設置等に関する共通事項

### ア 営業許可等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の申請、その他法令等が定める諸官庁への申請・届出等について、全て事業者の責任と負担で実施してください。また、運営に当たり必要となる資格又は資格者についても、全て事業者の責任と負担により対応してください。

### イ 商品管理

販売商品の瑕疵については、事業者が責任を負うものとします。また、商品の安全管理には十分に配慮するとともに、取扱商品については、適切な温度管理を行い、消費期限の確認など品質の保証活動を行うものとします。

ウ 商品の搬入・搬出等

商品の搬入は、来庁者等の安全に十分配慮するものとし、搬入口及び搬入車の駐車場所は広島県警察と事前に協議するものとします。

エ 価格等

(ア) 市場価格を参考として、適正な価格としてください。

(イ) 利便性向上のために、現金以外に電子マネーやスマートフォン決済などのキャッシュレス決済による支払対応が可能となるよう、レジスター等の機器導入に努めてください。

オ 副メーターの設置

電気の使用に当たり、電気使用量を計測するために、副メーター（計量法〔平成4年法律第51号〕に基づく検査に合格したもの）を事業者の負担により設置してください。

なお、貸付期間中に更新等で副メーターの取替が必要となった場合には、事業者の負担で取り替えるものとします。

カ 設置等の作業時間

売店及び自動販売機の設置、改修及び撤去等を行う場合は、来庁者の安全性及び利便性を考慮し、原則として開庁日午後3時30分以降又は閉庁日の終日に作業を行うものとします。

なお、作業内容、作業場所及び作業時間について、事前に広島県警察に報告するものとします。

キ その他

(ア) 利用者から広島県警察職員に問い合わせ等がないよう、事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充を適宜行ってください。

(イ) 事業者において、商品陳列棚や冷蔵ショーケース、自動販売機等の什器・機器等の内部・外部及び設置場所周辺を定期的に清掃するなど、衛生管理に留意してください。

(4) 費用負担

ア 負担経費

売上は事業者の収入とし、売店及び自動販売機の設置に要する経費（改装、改修、機器の入替等に伴う経費を含むものとします。）のほか、人件費・光熱水費・通信費・衛生管理費・ごみ処理費等、維持管理及び原状回復に係る一切の経費は、事業者の負担とします。

イ 光熱水費

本事業により事業者が負担すべき電気使用料、ガス使用料（冷暖房費用）及び水道料金は、広島県警察が別途発行する納入通知書により、次の額を指定する期日までに納付してください。

(ア) 電気使用料

電気使用料は、設置された副メーターによる実費相当額

(イ) ガス使用料（冷暖房費）及び水道料金

広島県が定めた「行政財産の使用料の減免基準及び行政財産の使用に伴う必要経費の徴収について」の規定を準用し、売店に係る使用面積に応じた額

(5) 管理・運営

ア 運営方法

運営方法は、法人又はチェーン本部による直営若しくはフランチャイズ加盟店（以下「FC加盟者」という。）による運営とします。ただし、FC加盟者が運営する場合は、チェーン本部は、FC加盟者がやむを得ず運営を継続できなくなった場合や「広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置事業」募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書に定める事項について著しく相違すると認められる場合などにおいては、新たなFC加盟者を募るなど、直ちに対策を講じるものとします。また、従業員の配置についても、営業が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し、適正な人材配置を行うこと

とします。

イ 広島県警察で設置した機器等

(ア) 建物（天井・壁・床）に広島県警察で設置した機器等について、事業者の責めに帰する修繕は、広島県警察と協議の上で、原則として事業者が負担し、速やかに修繕等の対応を行うものとします。

(イ) 広島県警察で設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能となった場合は、原則として広島県警察の負担で撤去等するものとします。その際、設備等を改めて設置する必要がある場合は、事業者に応分の負担を求める場合があります。

ウ 商品等の盗難及び破損

広島県警察の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県警察はその責めを負いません。

事業者は、商品及び設備・機器が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧するものとします。

エ 保険加入等

(1) 食中毒等

事業者は、食中毒等に係る賠償責任保険に加入するなど、売店及び自動販売機により発生した食中毒等に対して、事業者の責任と負担により、速やかに対処するものとします。

(2) 火災等

事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、売店及び自動販売機により発生した火災等に対して、事業者の責任と負担により、速やかに対処するものとします。

オ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

広島県警察が行う電気設備等の法定点検等に関し、事前に実施日程等を通知するので、事業者は協力してください。また、事業者において必要な点検等がある場合は、事前に広島県警察に連絡をして実施してください。

カ 連絡体制等

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県警察に報告してください。また、業務の遂行に当たって、必要に応じて広島県警察と打合せ等を行うものとします。

キ その他

機器の故障、問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応するものとします。

なお、自動販売機については、機器本体に故障時の連絡先を明記してください。

#### 4 遵守事項

(1) 使用用途の指定

貸付場所は、売店又は自動販売機の設置のみに使用するものとし、募集要領及び本仕様書に定める事項について了承の上、事業を実施してください。

(2) 善良管理義務

貸付けを受けた場所は、善良な管理者として十分に注意をもって維持保全に努めなければなりません。

(3) 情報の適正な管理

事業者（再委託をした場合は再委託先を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適性な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、契約終了後においても同様とします。

(4) 個人情報の保護

事業者（再委託した場合を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）を遵守するものとします。

(5) 業務の履行に関する措置

広島県警察は、本業務（再委託した場合も含む。）を履行するにあたって、著しく不相当と認められるときは、事業者に対してその理由を明示し、必要な措置を講じるよう要求します。事業者は、当該要求に係る事項について対応措置を検討し、広島県警察の指示に従い、必要な措置を講

じるものとします。

(6) 原状変更及び原状回復

ア 事業者は、貸付施設の原状を変更する際は、概ね1か月前までに広島県警察にその内容を報告し、所要の手続き後に実施してください。

イ 事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県警察が指定する期日までに、速やかに貸付施設を原状に回復して返還を行うものとします。ただし、広島県警察と協議し、原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りではありません。

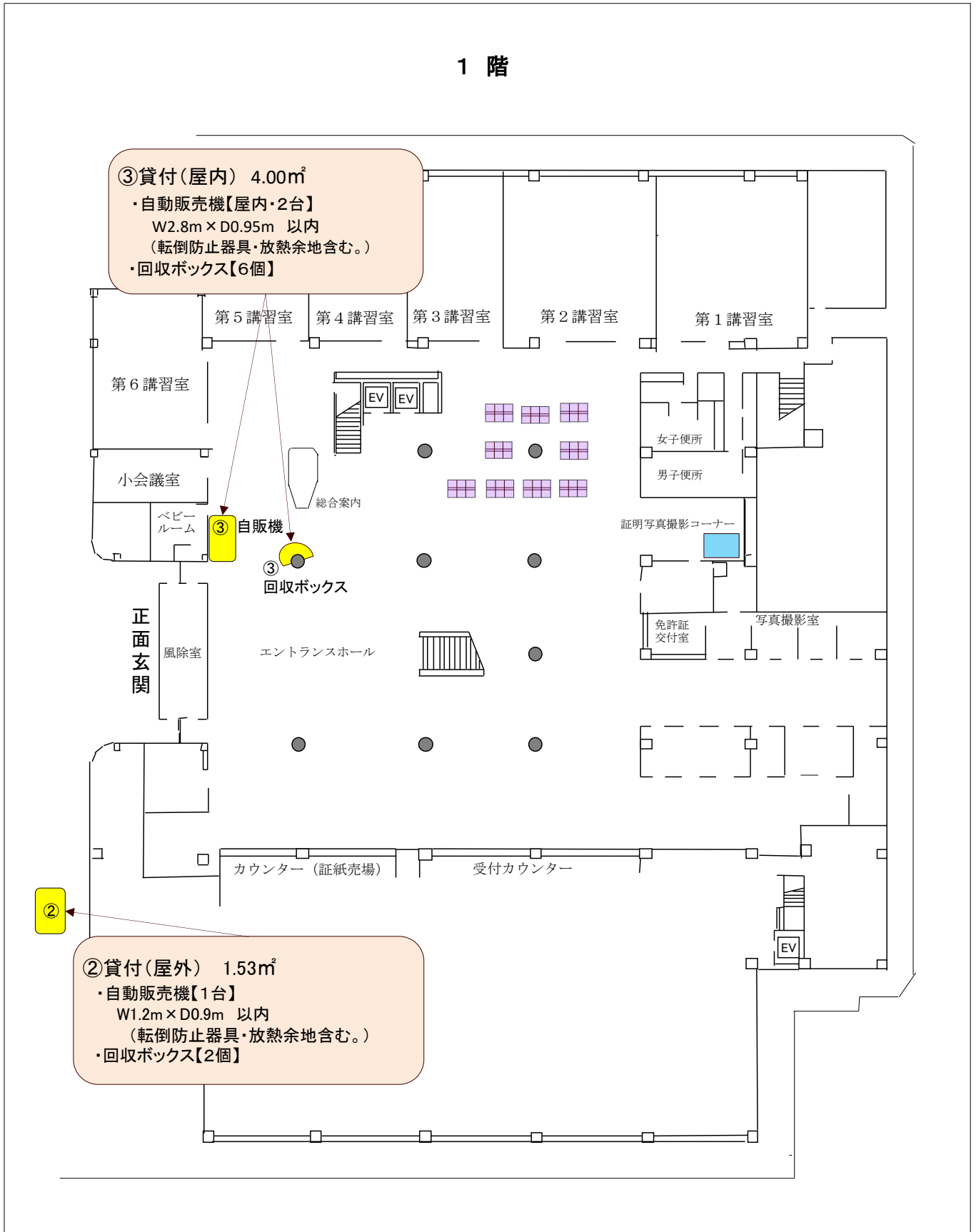
ウ 原状変更及び原状回復に要した費用は事業主が負担することとし、広島県警察に対して原状変更及び原状回復に要した費用、売店及び自動販売機の設置運営に伴い支出した必要経費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

5 その他

本仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとします。

# 設置場所見取図

## 1 階

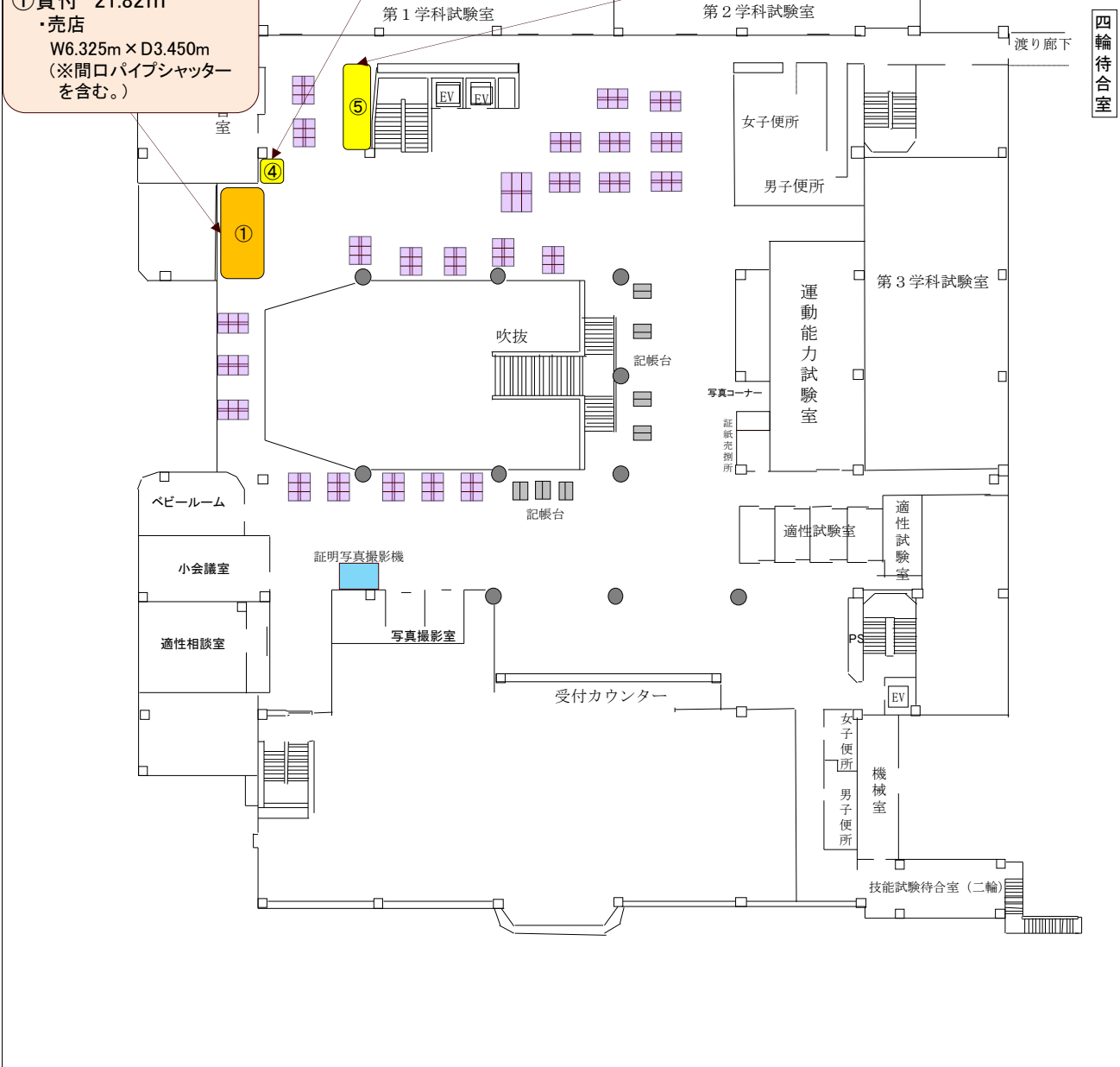


## 2 階

①貸付 21.82㎡  
・売店  
W6.325m × D3.450m  
(※間口パイプシャッターを含む。)

④貸付 0.64㎡  
・自動販売機【1台】  
W0.8m × D0.8m 以内  
(転倒防止器具・放熱余地含む。)  
※回収ボックス1個は、⑤の位置に含める。

⑤貸付 4.49㎡  
・自動販売機【3台】  
W3.3m × D0.95m 以内  
(転倒防止器具・放熱余地含む。)  
・回収ボックス【6個】  
※④の回収ボックス含む。

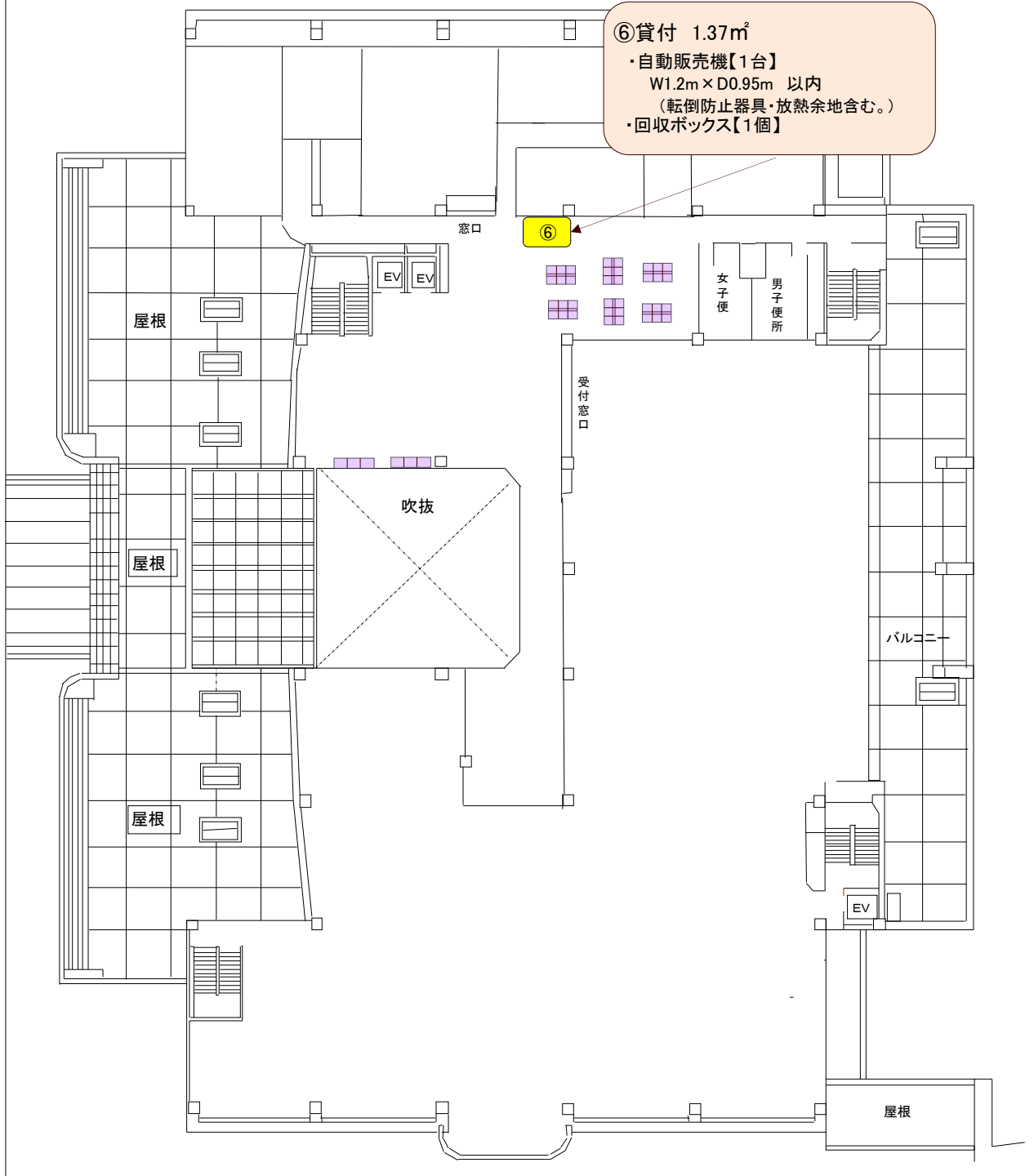




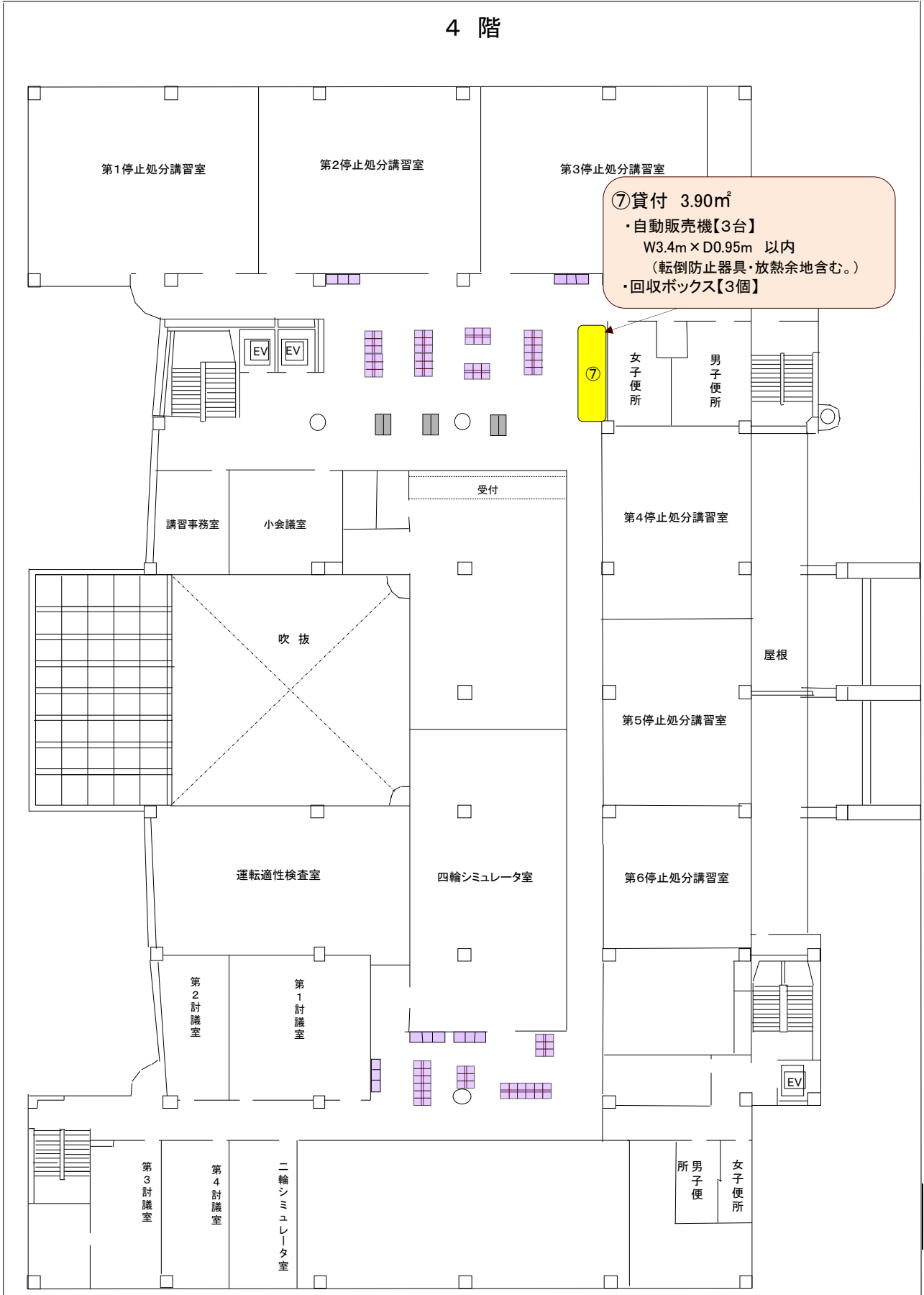
### 3 階

⑥貸付 1.37㎡

- ・自動販売機【1台】  
W1.2m×D0.95m 以内  
(転倒防止器具・放熱余地含む。)
- ・回収ボックス【1個】



# 4 階



# 5 階

⑧貸付 2.53㎡  
・自動販売機【3台】  
W1.95m×D0.95m 以内  
(転倒防止器具・放熱余地含む。)  
・回収ボックス【3個】

